

【芦屋市】
端末整備・更新計画

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
① 児童生徒数	5,984	5,802 (推定)	5,594 (推定)	5,452 (推定)	5,208 (推定)
② 予備機を含む 整備上限台数	-	6,672	-	-	-
③ 整備台数 (予備機除く)	-	5,802	-	-	-
④ ③のうち 基金事業によるもの	-	5,802	-	-	-
⑤ 累積更新率	-	100%	-	-	-
⑥ 予備機整備台数	-	40	-	-	-
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	-	40	-	-	-
⑧ 予備機整備率	-	0.7%	-	-	-

〈端末の整備・更新計画の考え方〉

第１期においては、令和２年度末に全児童生徒１人１台端末の整備を終えたため、現行端末の更新時期を令和７年度とし、上記推定児童生徒数にもとづき計画した。

なお、予備機については、児童生徒数が減少していく見込みであるため、これまでの破損率等を参考とした最低限の台数を整備することとし、以降は余剰機を活用する計画とした。

また、指導者用端末については、児童生徒機と同一のもの 319 台を令和７年度中に整備する計画とした。

〈更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について〉

○対象台数：6,534 台（令和２年度整備端末（教職員用含む））

○処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：6,534 台

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する

○スケジュール

・令和７年１２月 処分事業者選定

・令和８年１月末 新規購入端末の使用開始

・令和８年２月上旬 処分端末の MDM・アクティベーションロック・ASM の解除完了

・令和８年３月上旬 処分端末の事業者への引き渡し完了